予納郵便切手額一覧表

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和5年10月1日

事件の種別		枚数
同時廃止事案	84円	債権者数、保証人数
管財事案	84円 10円	債権者数（滞納税官署、労働債権者含む）、保証人数、財産所持人　、監督官庁（法人のみ）、郵便回送嘱託分×2、登記嘱託分×4（法人のみ） 2（法人のみ、登記嘱託分）
通常再生事件（※）	84円 10円	債権者数　×　2　＋　10 債権者数　×　2
個人再生事件（※）	84円 10円	債権者数　×　2 債権者数　×　2

（※）　再生計画案の重量によっては140円となる（100グラムまで）

1　債権者等の追加、変更、差出人戻し等により、再度通知する必要が生じた場合は、郵便切手、宛名シートの追納を依頼する。

2　裁判所と事務所が離れており、書類の郵送を希望する場合（本人申立事件を含む）は、破産事件については84円切手5枚を、再生事件については100円切手2枚、84円切手5枚及び10円切手5枚をそれぞれ追加し、宛名シートも5枚添付する。

3　本人申立て（司法書士関与事案を除く。）の場合は、別途、500円切手4枚、100円切手2枚、84円切手2枚、10円切手2枚の予納を依頼する。